

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」
の一部改正について（概要）

1. 背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 85 第 4 項第 2 号及び第 132 条の 86 第 5 項第 2 号等の規定による無人航空機の飛行に係る国土交通大臣の許可及び承認のうち、立入管理措置を講じた上で行う飛行に係る許可及び承認を行うための審査基準として「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（以下「審査要領」という。）を定めており、また、レベル 3.5 飛行（レベル 3 飛行のうち補助者の配置等による立入管理措置を機上カメラによる確認で代替して行う飛行）を実施する場合の航空局マニュアルとして「航空局標準マニュアル（機上カメラ装置により立入管理措置をとる目視外飛行）－「レベル 3.5 飛行」等－」（以下「航空局標準マニュアル」という。）を定めている。

航空局標準マニュアルにおいて、飛行経路を設定する上でやむを得ない場合には、適切な安全措置を講じる前提で、人又は家屋の密集している地域の上空を飛行することを可能としているところ、審査要領では明示的に当該記載がないことから、令和 8 年 6 月にとりまとめられた「規制改革推進に関する答申」（令和 8 年 6 月 29 日とりまとめ）及び「規制改革実施計画」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）において、審査要領においても、航空局標準マニュアルと同趣旨の内容を記載することとされた。

このため、「規制改革推進に関する答申」及び「規制改革実施計画」の内容も踏まえて、審査要領について所要の改正を行う。

2. 概要

- 補助者を配置しない目視外飛行に係る飛行経路について、やむを得ず人又は家屋の密集している地域上空を飛行経路として設定する場合には、第三者及び物件への危害を防ぐための十分な安全確保措置を講じる旨を定める。
- その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

適用：令和 8 年 9 月下旬（予定）